

## 議案第3号

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定

## 令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定、令和2年4月6日改定、令和2年5月26日改定）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第3号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

### 記

1. 記17 独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和2年度における貸付けのうち581億円については、10年以内（5年以内の据置期間を含む。）

2. 記18 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち5,000億円については、35年以内（18年以内の据置期間を含む。）、8,100億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）

3. 記23 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付けを次のとおり改める。

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和2年度における貸付けのうち1,700億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）、200億円については、12年以内（5年以内の据置期間を含む。）、200億円については、10年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

4. 記29を記31とし、記28を記30とし、記27の次に次のとおり追加する。

28 自動車安全特別会計に対する貸付け

償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

29 新関西国際空港株式会社に対する貸付け

償還期限 39年以内（9年以内の据置期間を含む。）